

よくあるお問い合わせ

○よくあるお問い合わせ

1. 認定講習を活用した小学校教諭2種免許の取得方法
2. 認定講習を活用した特別支援学校教諭2種の取得方法
3. 在職年数について

1. 小学校教諭 2種免許 取得方法

・幼稚園、中学校教諭免許を基礎免許とし、幼稚園、中学校、小学校等で教育職員としての勤務経験3年を活用し、最低12単位（中学校免許を基礎免許とする場合）で小学校2種免許を取得することができます。

・認定講習お申込み前に、必ず下記URLに掲載されている別表8による免許取得方法の詳細をご確認ください。（勤務経験として活用できる学校種や、単位数の詳細が掲載されています。）

単位取得方法詳細：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/314045.html>

岐阜県教育委員会トップページ > 教職員の免許・採用 > 教員免許 > 免許状授与申請（1. 各教員免許状の取得方法 - 小学校 - 別表8）

科目番号	令和8年度認定講習開講科目名
1	生活科指導法Ⅰ
2	生活科指導法Ⅱ
3	算数科指導法Ⅰ
4	算数科指導法Ⅱ
5	生徒指導・教育相談及び進路指導等の理論と方法

各教科Ⅰ、Ⅱはセットで受講してください。

（セットで受講しなければ必要な内容を満たしたこととなりません。）

- ・岐阜県教育委員会認定講習のみで単位修得する場合、最低3年間受講が必要です。
- ・各教科の指導法は、毎年2教科ずつ開講しており、来年度以降の開講教科は未定です。
- ・所有する中学校教諭免許の免許教科に相当する教科は、必要単位に含めることができません。（例：中学校「国語」免許所有→国語科指導法は除く）
- ・毎年多くの方にお申込みいただいております。抽選となる可能性がございますので、取得をお急ぎの方は通信大学等、別機関での単位取得もご検討ください。

2. 特別支援学校教諭2種 取得方法

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等で教育職員としての勤務経験3年以上を活用することで、最低6単位で特別支援学校教諭2種免許を取得することができます。
- ・認定講習お申込み前に、必ず下記URLに掲載されている別表7による免許取得方法の詳細をご確認ください。

単位取得方法詳細：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/314114.html>

岐阜県教育委員会トップページ > 教職員の免許・採用 > 教員免許 > 免許状授与申請 (1.各教員免許状の取得方法 - 特別支援学校教諭 - 別表7)

- ・岐阜県教育委員会免許法認定講習のみで特別支援学校教諭2種免許を取得する場合、取得可能な領域は下記4パターンです。取得領域に合わせた単位修得が必要です。
 - ① 3領域（知的、肢体、病弱）最低6単位
 - ② 4領域（視覚、知的、肢体、病弱）最低8単位
 - ③ 4領域（聴覚、知的、肢体、病弱）最低8単位
 - ④ 5領域（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）最低10単位

※開講科目の都合上、「知的、肢体、病弱」は取得必須です。

取得領域によって、必要単位数、取得にかかる年数が異なります。

※通信大学等の別機関で取得した単位と組み合わせる場合はこの限りではございません。

① 3領域（知的、肢体、病弱）を取得する場合

	科目番号	科目名
第1欄	6	特別支援教育基礎論
第2欄	9	知的障害者教育総論
	10	肢体不自由者教育総論
	15	肢体不自由者の心理・生理・病理及び教育課程等
	11	病弱者教育総論
第3欄	12	言語・情緒障がい者教育総論 ※含む聴覚
	13	重複障害等教育総論 ※含む聴覚
	14	LD等教育総論 ※含む視覚

どちらか1つ

どちらか1つ

計6単位

最短1年で3領域取得可能です。

② 4領域（視覚、知的、肢体、病弱）を取得する場合

	科目番号	科目名
第1欄	6	特別支援教育基礎論
第2欄	7	視覚障害者の心理・生理・病理
	9	知的障害者教育総論
	10	肢体不自由者教育総論
	15	肢体不自由者の心理・生理・病理等
	11	病弱者教育総論
第3欄	12	言語・情緒障がい者教育総論 ※含む聴覚
	13	重複障害等教育総論 ※含む聴覚
	14	LD等教育総論 ※含む視覚

どちらか1つ

どちらか1つは必須。
第3欄で2単位以上。

加えて、来年度開講予定の「視覚障害者教育論」を受講することで、4領域取得可能です。

最短2年で取得できます。

（来年度開講科目は、変更になる場合がございます。）

計8単位

③ 4領域（聴覚、知的、肢体、病弱）を取得する場合

	科目番号	科目名
第1欄	6	特別支援教育基礎論
第2欄	8	聴覚障害者の心理・生理・病理
	9	知的障害者教育総論
	10	肢体不自由者教育総論
	15	肢体不自由者の心理・生理・病理等
	11	病弱者教育総論
第3欄	12	言語・情緒障がい者教育総論 ※含む聴覚
	13	重複障害等教育総論 ※含む聴覚
	14	LD等教育総論 ※含む視覚

} どちらか1つ

} どちらか1つ

加えて、来年度開講予定の「聴覚障害者教育論」を受講することで、4領域取得可能です。

最短2年で取得できます。

（来年度開講科目は、変更になる場合がございます。）

計8単位

④ 5領域（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）を取得する場合

	科目番号	科目名
第1欄	6	特別支援教育基礎論
第2欄	7	視覚障害者の心理・生理・病理
	8	聴覚障害者教育論
	9	知的障害者教育総論
	10	肢体不自由者教育総論
	15	肢体不自由者の心理・生理・病理等
	11	病弱者教育総論
第3欄	12	言語・情緒障がい者教育総論 ※含む聴覚
	13	重複障害等教育総論 ※含む聴覚
	14	LD等教育総論 ※含む視覚

どちらか1つ

いずれか2つ
(第3欄で2単位以上)

加えて、来年度開講予定の「視覚障害者教育論」「聴覚障害者の心理・生理・病理」を受講することで、5領域取得可能です。**最短2年**で取得できます。

(来年度開講科目は、変更になる場合がございます。)

計10単位

3. 在職年数について

(1) 最低在職年数（教員として）：3年

基礎資格を得た後（基礎免許状取得後）の在職年数に限る。

(2) 在職年数の計算方法 ※最低在職年数・単位軽減のための加算年数とも同じ

【大原則】

勤務期間の最低在職年数の対象となるのは、「教育職員（教諭、助教諭、常勤講師、非常勤講師等）」として良好な成績で勤務した期間に限る。

※養護教諭（助教諭）、栄養教諭としての期間は含まない。

※校長、副校長、教頭、園長等の期間は、最低在職年数期間には含まれない。

ただし、教諭兼務期間は含むことができる。

※支援員、サポーター、T2等の期間は、いずれの期間にも含むことができない。

正規の教諭、助教諭、常勤講師の場合

勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない（日割り加算有）。

※勤務期間（任用期間）は、辞令や雇用条件通知書などで確認

（例）勤務期間：令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年（12か月）ではない

非常勤講師の場合

週時間数が12時間以上／12時間未満で、計算方法が異なる

①週12時間以上勤務の場合	1日でも欠けた日がある月はカウントしない（日割り加算無） （例）勤務期間：令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月（日割り加算無）
②週12時間未満勤務の場合	以下の計算式に当てはめて算出 週時間数／12時間 × 勤務期間（月数） = 対象となる勤務期間（小数点以下切り捨て） ※計算式の「勤務期間（月数）」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可 （例）勤務期間：令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月（11月～2月のみ）

(3) 最低在職年数を満たす校種

特別支援学校教諭2種を取得する場合

基礎資格	満たす学校種	備考
幼稚園・小学校・中学校・高等学校 いずれかの教諭の 普通免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ・義務教育学校、中等教育学校 ・特別支援学校の各部 	<ul style="list-style-type: none"> ※幼保連携型認定こども園の教員も含む ※専科担任、及び臨時免許状による助教諭経験も含む ※小中一貫校、中高一貫校も含む

小学校教諭2種を取得する場合

基礎資格	満たす学校種	備考
幼稚園教諭 普通免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園 ・特別支援学校の幼稚部又は小学部 ※小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎資格（基礎免許状）取得後の臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む ※専科担任、臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む
中学校教諭 普通免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校 ・義務教育学校（前期・後期課程を問わない） ・中等教育学校（前期課程に限る） ・特別支援学校の小学部又は中学部 ※小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫校は、所属校種を問わない ・中高一貫校は、中学校での経験年数に限る ・基礎資格（基礎免許状）取得後の臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む ※専科担任、臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む

中学校教諭2種を取得する場合

基礎資格	満たす学校種	備考
小学校教諭 普通免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ・義務教育学校（前期・後期課程を問わない） ・特別支援学校の小学部又は中学部 ※中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫校は、所属校種を問わない ・専科担任、及び基礎資格（基礎免許状）取得後の臨時免許状による助教諭経験も含む ※臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む
高等学校教諭 普通免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 ・中等教育学校（前期・後期課程を問わない） ・特別支援学校の中学部又は高等部 ※中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部 	<ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫校は、所属校種を問わない ・基礎資格（基礎免許状）取得後の臨時免許状による助教諭経験も含む ※臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む